

政治倫理審査会記録

令和5年6月9日

【開催日】 令和5年6月9日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時34分～午後3時10分

【出席委員】

会長	松尾数則	副会長	岡山明
委員	白井健一郎	委員	恒松恵子
委員	中島好人	委員	古豊和恵
委員	前田浩司	委員	森山喜久

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

局長	河口修司	局次長	中村潤之介
----	------	-----	-------

【審査内容】

- 1 議長挨拶
- 2 正副会長の選出について
- 3 審査請求書について
- 4 今後の審査方法について
- 5 その他

午後1時34分 開会

中村議会事務局次長 皆さんお世話になります。第1回政治倫理審査会の開会に当たりまして、まず、御挨拶申し上げます。担当書記の中村です。よろしくお願ひします。では、お手元にタブレットがありますが、その中にあります次第に基づき進行させていただきます。まず、1番、議長の

挨拶をお願いします。

高松秀樹議長 皆様お疲れ様です。令和5年5月26日に山陽小野田市議会議員政治倫理条例第5条に基づき、請求代表者である樋口晋也さんから、調査請求書が提出されました。形式的な要件がそろっていると認めましたので、政治倫理審査会を設置することとしました。審査会の委員は、各会派から5人、無会派から3人、計8人を任命しております。資料は、ここに配付してありますとおりですので、これから自由かつ達な議論において、慎重審査をしていただきまして、最後に、審査結果を報告していただきますようお願い申し上げます。本日はよろしく申し上げます。

中村議会事務局次長 ありがとうございます。それでは付議事項2、正副会長の互選です。ただいまから会長の互選を行っていただくわけですが、会長がまだ決まっておりませんので、慣例により、年長の委員に臨時会長になっていただきたいと考えております。そこで、松尾委員にお願いしたいと思います。

(松尾数則委員 臨時会長席に移動)

松尾数則臨時会長 それでは、ただいまから、政治倫理審査会を開会します。慣例により、年長の私が、会長が互選されるまで、会長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。それでは、これより会長の互選を行います。会長の互選は指名推選の方法により行うか、それとも投票により行うか、お諮りします。

森山喜久委員 指名推選がいいと考えます。

松尾数則会長 ただいま、森山委員から指名推選がよいとの御意見がございました。御異議ございますか。

白井健一郎委員 投票が良いと思います。

松尾数則臨時会長 投票。二つの意見が出たんで、投票になります。ちょっとお待ちください。暫時休憩します。

午後 1 時 3 9 分 休憩

午後 1 時 4 1 分 再開

松尾数則臨時会長 それでは、休憩を解きまして、審査を続行します。ただいま、推薦が 2 名ありました。よって、指名推選の方法では決定できませんので、投票の方法により決定します。何か御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）投票の方法に決定しました。ただいまの出席人数は 8 名であります。投票は単記無記名で行います。有効投票の最多数を得たものを当選人とします。ただし、投票数が同じときはくじで決めます。投票人は有効投票の総数の 4 分の 1 以上、つまり 2 票以上の得票が必要となります。それでは、投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

松尾数則臨時会長 配付漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

松尾数則臨時会長 順次投票をお願いします。

（投票）

松尾数則臨時会長 投票漏れはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）投

票漏れなしと認めます。投票を終了します。開票を行います。立会人の指名は私からさせていただきます。森山委員と中島委員の2人に立会いをお願いします。

(開票)

松尾数則臨時会長 それでは、結果を報告します。投票総数8票。これは出席委員数に符合しております。有効投票が8票。そのうち、松尾数則委員が5票、岡山明委員が3票となりました。この互選の法定得票数は2票です。よって、私、松尾数則委員が会長に当選しました。ただいま、会長に当選しました私、松尾から就任の挨拶をします。

松尾数則会長 こういうことになるとは、思いもしませんでした。会長に就任しました松尾と申します。先ほど議長からお話がありましたが、これからの審査は非常に重要かつ大事に扱わないといけないような内容であります。しっかり審議してまいりたいと思っておりますので、どうか皆様の御協力をよろしく申し上げます。それでは、会長が決まりましたので副会長の互選を行います。副会長の互選は指名推選の方法によるか、それとも、投票により行うか、お諮りします。

森山喜久委員 指名推選がいいと考えます。

松尾数則会長 森山喜久委員から、指名推選がいいとの発言がありました。異議はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、指名推選の方法に決定しましたので、推薦を受けたいと思います。どなたか推薦はありますか。

森山喜久委員 岡山委員を副会長に推薦します。

松尾数則会長 ただいま、森山委員から岡山委員を副会長に指名推選するとの

発言がありました。ほかに推薦される方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにないようですので、岡山委員を副会長に指名します。異議はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、岡山委員が副会長に当選されました。ただいま、副会長に当選されました岡山委員から、就任の挨拶をお願いします。

岡山明副会長 このたび、副会長ということで皆さんから推薦されましたので、しっかり会長を補佐し、慎重審査をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

（岡山明副会長 副会長席に移動）

松尾数則会長 暫時休憩します。

午後 1 時 5 1 分 休憩

午後 1 時 5 2 分 再開

松尾数則会長 それでは、休憩を解きまして、審査を続行します。それでは、審査番号の 3 番、審査請求者について、事務局の説明を求めます。

中村議会事務局次長 それでは付議事項 3 です。調査請求書についてです。すみません、座ったまま説明させていただきます。この説明の内容の中で付議事項 4、今後の審査方法についても少し入る部分があるかもしれませんが御了承いただけたらと思います。それでは本日、お配りしております資料をタブレット上で御覧いただきながら、御説明させていただきます。過去の審査会の流れと今回の調査請求書について、御説明させていただきます。まず、5月26日に調査請求書が提出されました。請求代表者は、樋口晋也様です。調査請求書は、請求代表者も含めまして、104人の連署で提出されております。先日、選挙管理委員会に、署名

人が選挙人名簿登録者であるかの確認を依頼しました。その結果、資料の最後のページになり申し訳ありませんが、そちらに付けておりますとおり、請求代表者も含めて104人全員が有効であるとの報告を受けております。山陽小野田市議会議員政治倫理条例第5条に規定される基準では100人以上となっておりますので、先ほど議長からも説明がありましたが、当該調査請求書は適当であると認められました。続いて、調査対象議員についてです。対象議員は、山田伸幸議員です。調査請求の対象となる事由の該当条項は、政治倫理条例第3条第1号と第6号となっております。第3条は、政治倫理基準について、「議員は、公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。」と規定されており、第1号から第6号まで、六つの遵守すべき基準を定めています。そのうちの第1号、「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと」と、第6号、「市職員の公正な職務執行を妨げ、または当該職員の権限もしくは地位による影響力を不正に行使用するよう働きかけないこと」に違反しているということで調査請求書が提出されたものです。調査請求の対象となる事由の内容としましては、「R4年11月18日提出の陳情書の問題点3つ+1の責任について。議運審査での虚偽答弁の責任及び法令遵守意識の欠如」となっております。調査請求の対象となる事由を証する資料として陳情書、執行部へのアンケート結果、明るいまち、公開質問状と、それに対する回答、抗議文、政経ジャーナル号外、令和5年3月6日と5月8日の議会運営委員会記録等が添付されております。以上によりまして、当該請求書は形式的に要件を満たしていると確認できましたので、これを受理し、条例に基づき、政治倫理審査会の設置に至ったということが経緯です。条例の第7条には、「審査会は、次に掲げる事項について審査する」ということで、三つ挙げております。一つ目は、「調査請求の適否」です。調査請求として適しているか否か、つまり妥当かどうかです。二つ目は、「政治倫理基準に違反する行為の存否」、つまり、違反する行為があったかどうかです。三つ目は、「政治倫理基準に違反する行為があると認めた

場合における審査の請求の対象とされた議員に対する措置」です。その措置の内容としましては、第5項に、「議場における議長の注意」と「議場における謝罪文の朗読」が定められております。形式的には、この請求書は適当である、要は要件がそろっていると認めたわけですが、内容についてまだ審査しておりませんので、審査会では、内容についての審査を行っていただくこととなります。そして、審査終了後に、審査結果報告書を議長に提出していただくことで、審査会の任務が終了することとなります。事務局からは以上です。よろしく申し上げます。

松尾数則会長 ただいま、事務局から説明がありましたように、政治倫理審査会の内容につきましては、十分に満足しているという報告がありました。これから、この内容につきまして、しっかり審議していきたいと思っております。次に、4番、今後の審査方法についてです。今後どうしていくのか、しっかり話し合っていきたいと思っておりますが、ただ、今日そこまで話し合うのか、しないのかも含めて、皆さんの意見をお聞きしたいと思えます。

森山喜久委員 今後の審査方法については、先ほど事務局からも説明があったように、調査請求の適否、違反する行為の存否について、今から内容を確認していかないといけないということで、本日配付された資料を基に、資料に目を通して、更に調査し、今後どのように審査していくかを、次回に皆さんから意見を聞いたほうがいいと思えます。

松尾数則会長 意見がありましたが、いかがでしょうか。それでよろしいですか。

白井健一郎委員 まず、調査請求の対象となる事由の内容ですが、先ほど事務局から発言がありましたが、まだこれだけでは明確ではないと考えています。正確に事実、例えば、具体的に何月何日にどこで何があったという事実を、まず、確定させる必要があると思えます。そして、確定させ

た後に、その事実が果たしてあったのかなかったのかということを確認する必要があると思います。そして、最後に、その事実があったとしても、違法性の程度、どの程度悪かったのか、あるいは軽かったのかということについての判断があって、それを他の事象といいますか、他の具体例と対比させる形で、どの程度違法性があるのかということを確認する必要があると思っています。

松尾数則会長 今、白井委員から意見がありましたけれど、ほかに意見がありますか。

中島好人委員 もう一つの角度からして、タブレットの中の資料の3ページにあるように、陳情書が同一人物から出されています。その審査を議運の中で一つずつやっている途中で、まだ結論が出ていない状況ですが、議運との整合性を政倫審でどのように進めていくのか、その辺の判断をどう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

松尾数則会長 それは、これからいろいろ話し合っていく内容です。（発言する者あり）暫時休憩します。

午後 2 時 1 分 休憩

午後 2 時 6 分 再開

松尾数則会長 休憩を解きまして、審査を続行します。いろいろ今、傍聴者との話の内容もありましたけれど、今までの内容としては、退席を求めることはないだろうという気はしています。ただ、傍聴者には、発言は認めませんので、それは了解しておいていただきたいと思います。（発言する者あり）ぐずぐず言わない。それでは、今、2人の意見がありましたし、そういった流れで行きます。ただ、2人の意見は、今後審査をしっかりとやってくれということだと捉えておりますので、その辺はしっか

り、状況を踏まえてやっていきたいと思っております。

岡山明副会長 今、傍聴者の話が出ました。傍聴者に対して、委員会の休憩の間での傍聴者の発言は、実際どうなりますか。休憩の間に、議員と傍聴者の会話は認められるんですか。

中村議会事務局次長 今回の質問の意図はよく分かりませんが、一般論としてということであろうと思います。休憩中は、会は継続しているものの、休憩中なので、例えば議員の中だけで話があるのであれば、別室に移動されて議員で調整するなどは大いにあるんじゃないかと思います。発言を抑制するというのは、現在の委員会室上であれば、休憩中にどこまで権限が及ぶかは難しいと思います。会長に仕切っていただければよろしいと思います。休憩前の審査は、多分その議論ではなかったと思うので、戻していただいたほうがよろしいんじゃないかと思います。

岡山明副会長 前回はそう思ったんですけど、休憩中に議員同士が話しをして、傍聴者も加わるような話になっても問題ないということでしょうか。委員会では難しいでしょうけど、休憩時間は入れると。そういう理解でいいですか。

中村議会事務局次長 もう一度一般論としてお答えいたします。休憩中ですので、そこは会長に判断していただければ、それで十分ではないかなと思います。

中島好人委員 正式に始まったから言いたくはないんですが、議事録に残るから言います。議事進行上の問題、ただの雑談とはまた違う問題については、会長で判断していただきたいと思います。そういう話は正式な会議の中で話すような問題じゃないと思います。

中村議会事務局次長 もう一度お伝えします。私は、なぜ休憩前からこの議論

になったのかが分かりませんので、休憩前の議論のところに戻って、そこから休憩明けの議論をしていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

松尾数則会長 それでは、先ほどの議論続きをやっていきたいと思っております。今、中島委員、白井委員からいろいろ意見が出ました。それについて、委員の皆さんの意見がありますか。

中島好人委員 更に補足しますけども、やはり議運の審査の中身と重なるところがあるわけですから、その辺のところは議運で審査したことを、また、ここでやるというようなことがないようにと言っているわけです。本来なら、こういった問題は議運の中で結論が出て、その後にこれが出て、議運で審議されて結論が出たから、これは終わりにして、議運の中で出していない問題は政倫審で取り上げてやりましょうとか、本来段階を踏むべきであったんじゃないかと思うわけです。議運の中身と政倫審の中身が具体的にどう関わっていくのだろうか考えるのが普通じゃないかなと思います。

森山喜久委員 今回出された中に、議会運営委員会での虚偽答弁、議会運営委員会での法令遵守意識の欠如という指摘もあるわけなんですよ。そういったところを含めると、改めて調査請求が出てきて、その事実を確認していく必要があるので、調査請求は適ということで調査していくべきだと思います。

前田浩司委員 森山委員が言ったように、審査会で何を整理していくかということ、まずしっかり要望者の方に聞くなどして、議運とは違うところで、審査会で結論を出していくと考えると、森山委員が言われた主に要求されている虚偽答弁があるという部分をしっかり調査していくということになるかと思います。

白井健一郎委員 これは中身の判断なので、また後日判断することになるとは
思いますが、議運審査での虚偽答弁の責任とあります。例えば、もちろん
虚偽答弁の権利はありませんが、虚偽というのは、内心は違うことを
知っていたけれども、あえてうそを言ったということが証明されないとな
かなか認定されないわけです。そういうことまで考えますと、なかなか
虚偽答弁と断じるのは、一般論としては難しいことです。また、それを
ここで蒸し返して、この後で議運がどのように進んだか——私は、
i P a dの使い方が少し分からないがために、1ページ目を押せばたく
さん出てくるものを知らなくて、「あれ、1枚しか送ってこないな」と
ずっと思っていたんですよ。それで、話についていけなくて非常に申し
訳ないと思っているんですけども、議運で審査がこの後どのように進
んでいくのか。虚偽答弁という言葉は結論が出たんですか。議運で審査
によって、虚偽答弁の責任ということについて、虚偽答弁という言葉で
もう結論が出たわけですか。

森山喜久委員 虚偽答弁という言葉で結論は出ていません。ただ、議運で調査
をする中で、調査の内容を聞かれたところ、これはちょっとおかしいん
じゃないかという疑問点が出されたということが、2ページ目の条例違
反の件ということで1項目から7項目まで出されているわけなんですよ。
審査していく中で、必要であれば、それぞれの人たちを呼びながら、言
われた疑問点についての事実を確認していく必要があると思いますので、
調査していくべきだと言っているわけです。

白井健一郎委員 とすると、議運のことをもう一遍ここで掘り返して、同じよ
うなことを議運でやるんですか。うそがあったかどうかをこちらで調べ
るということなんでしょうか。

森山喜久委員 掘り返すということではないんでしょうけど、ただ、そういつ
た指摘も含めて確認していったら分かりやすいですよ。ですから、今
白井委員も分からないからどうなんだという話があるんですから、逆に

そういった事実を明らかにしていく必要があると思います。

松尾数則会長 同じことを二つやるつもりはもちろんないし、政治倫理審査会で基本的には、その辺のところ、ずっと突っ込んで話し合っていきたいと思っています。

白井健一郎委員 ただ、二つの委員会にかけられていて、こちらは単に興味だけでやっているわけじゃないんですよ。まさに処分が下るかどうかというぎりぎりの判断でやるときに、片方では「なかった」という方を、片方では「であった」というような判断が生まれるかもしれない危険なことを犯すことができるのかということなんですよ。

森山喜久委員 そういったものも含めて審議していかないと分かりませんよね。事実の確認を積み重ねていく中で、それらは明らかになっていくわけじゃないですか。

白井健一郎委員 私としては、やっぱり入り口段階で、どちらの管轄に入るのかを考えていかないと、最後に判断が分かれそうだから片方が立ち消えになって片方は生かすというような器用なことはできないと思います。

中島好人委員 先ほどの陳情について、私どもも3月6日、5月8日と2回にわたって議運に委員外議員として出席しました。5月8日の議運では、執行部が行ったアンケートも追加して、委員外議員として私と山田議員が意見等を求められ、発言してきましたんで、どうなるかは分かりませんが、ある意味、近々、議運の結果が出るのではないかなと思っています。出た後に政倫審の議事の進行等をしてはどうかと提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

森山喜久委員 ただ、先ほど事務局の説明にもあったように、今回の資料の最後に、選挙人名簿に登録のある方104人が署名して、調査してくと出

されたものを軽んじるとか、後回しにすることは無いと思うんですね。ですから、審査すべきだと思っています。

中島好人委員 私は審査をするなど一言も言っていません。かなり審査してきて、もうすぐ議運の結果が出るので、それからでもいいんじゃないかと提案したわけです。そのほうが審査すべく問題が明らかになって、深まるのではないかと思います。議運で結果が出てからのほうが審議しやすいんじゃないかと思って提案しました。

松尾数則会長 もちろん議運の話だけではないですよ。まだ、それ以外にも審査しなきゃいけない内容がたくさんあるわけです。どなたか御意見はございますか。

恒松恵子委員 本日、審査請求書等を初めていろいろ見たわけで、議運でも審査されておりますが、この会でも議運での虚偽等について、これから議事録をしっかりと読み込んで、次回の倫理審査会で生かしていけたらと思っておりますので、会議は継続されるべきだと思っております。

白井健一郎委員 だから、中島委員は、継続よりも中断というか、一時停止を求めているんじゃないかということですよ。

中島好人委員 例えば、政倫審の審議を二、三日後にやって、議運もやるとなると、同じ内容で同時に進めることになってしまう。陳情の中身はこうだときちんと結論を出して、プラスアルファもあるかもしれませんが、議運の結論で気に入らないところがあれば、政倫審の中できちんとやればいいけども、並行するよりもきちっと終結してからのほうがいいと思います。そのほうが、中身がかなり具体的になって、政倫審の果たす役割がはっきりするのではないかと提案したんです。

白井健一郎委員 先ほどもちょっと申しましたが、虚偽答弁をもつての責任を

問われると、非常に厳しいものです。勘違いしたかもしれないという可能性もあるかもしれないし、思い違いだったかもしれないし、もう何年も前のことや数か月前のことの思い違いは幾らでもあるだろうし。そういうときに、自分が言ったことが事実と違ったとあって、政倫審で問われると言論の自殺だと思いませんか。どうですか、会長。

松尾数則会長 その辺も含めて、今から審議していこうということです。

森山喜久委員 今回の議運の件と異なっているのは、政倫審に出されているのは山田議員のみなんですよね。山陽小野田市共産党市議団という表現ではないんですよ。山田議員に対して、行ってきた行為や配布したものの内容ということがあるので、議運の部分とかぶっているところは確かにあると思いますが、あくまで山田議員に対しての調査であれば、これはこれで粛々と進めていくべきだと思います。

松尾数則会長 そのほかに御意見はありますか。先ほど意見があったように、まだまだ勉強が足りないところもあるし、そこをしっかりと更に深く審議していこうといった内容の話もありましたけれど、今後の審査方法について、樋口さんの出された内容をまだ把握してないところも結構ありますので、樋口さんも呼んでしっかりとその辺のところ聞いておきたいなという気もあります。今後の審査方法について、どうでしょうか。

岡山明副会長 ここで急に、議運の話と審査会のお話が出ましたが、そういう材料を自分たちで整理しないとイケない状況ですから、まだそこまでの段階じゃないと思っています。まずは、出された内容をもう一度再確認して前に進まんと、今の状況で議運か何かということまで話を進めるべきじゃないと思っています。そういう意味で、もう一度慎重に審査して、その後どう進めるかというようにしていただきたい。議運でおかしいと判断できれば、議運のほうを優先するという判断にもなるでしょうが、今の時点ではちょっと早いと思います。

中島好人委員 調査請求者の意見をきちんと聞くのが今の流れだと思いますから、それはそれでやらなきゃいけない。その状況を見ながら、今の意見を聞いて今後どうするかを正副会長で決めて進めたらいいんじゃないかなと思います。時間ばかり食うんじゃないかと思うんですよ。ですから、今度、調査請求者に直接意見を聞く機会も設けるんですよ。（発言する者あり）ああ、調査請求の適否もやるんか。それなら非にしようか。

白井健一郎委員 中身を読んでみると、一旦中身に入ると、結構事実認定はそんなに難しくないんじゃないかなという気がします。皆さんも多分お分かりのように、一つが、赤旗の購読勧誘を不当に行っていたということです。もう一つが、庁内の部署において職員以外の立入禁止区域が設けられているが守っていないということです。それから、教育委員会が管理する土地で街宣行為を行ったこととあります。これもあったか、なかったかは、そんなに迷うべきことではないと思いますから、審議の中では、できるだけこの事実に関連するものに絞って、68ページを一つずつ慎重に審議するんじゃなくて、なるべくコンパクトな形で審議する。というのも、これは本当の話なんですけど、私は違う政倫審に去年拘束されましたけど、やっぱり市民の皆さんからとってみれば、私たち8人が一定時間拘束されて、物量を投じて一つの判断をするというのはなかなか大変なものですから。やっぱり市民の中には、「もっとすべきことがあるだろう」という声だって当然あるわけですね。だからといって、手を抜くわけにはいきませんが、その辺のバランスは絶対に必要になってくるわけです。ですから、何度も申しますが、この事実があるかないかを判断する場合には、割合簡単に判断できるのではないかなと思っていますので、その段階では、他の言いたいことをちょっとまとめて、出てきた方がおっしゃるなどということは、なるべくならなしにしてほしいと思っています。（発言する者あり）

松尾数則会長 暫時休憩します。

午後 2 時 3 0 分 休憩

午後 2 時 3 9 分 再開

松尾数則会長 休憩を解きまして、審査を続行します。ただいま、4 番の今後の審査方法についていろいろと審査してまいりました。その内容について、その前に、この政治倫理審査会そのものの是非を皆さんの意識でしっかり把握しておきたいと思えますけれど、今後、審査を続行していくということについてどうですか。

恒松恵子委員 104 人の署名があったことも踏まえまして、調査請求の適否を決定するのがこの会だと思えますが、まだ適否についての決定がなされていないと思えます。私たち、詳細は資料読み込むこととしまして、後は会長に判断と進行を委ねたいと思っております。

松尾数則会長 いろいろいろいろ発言を聞いた中で、この政治倫理審査会で今後も審査していく必要があるというような認識でおるんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、今後の審査方法につきましては、先ほど一部出ましたけれど、請求代表者の樋口氏を呼んで、その内容を含めて、もっと深く取り組んで、内容も確かめていこうと思っております。そういう方式でよろしいでしょうか。

白井健一郎委員 請求代表者という言い方でしたか、請求代表者ですね。請求代表者さんは多分言いたいことがたくさんあると思えます。ただ、私は先ほどから言っているように、ここではどの事実を認定すべきかをあらかじめ明確にして、その範囲内で進めるべきだと思っております。ですから、慎重にと言われても、慎重に全部話を聞くということの意味しないと思えます。

松尾数則会長 基本的には、ここにあります条例違反の辺りは、それぞれを突き詰めて話し合うべきかと思っています。

森山喜久委員 今回のこの調査請求に出された内容、実際にもう皆さん全員が政治倫理審査会の調査請求をしていくということで適と認めたということの前提の中で、次に請求代表者を呼んで、出された意図や内容を聞いていくと。白井委員が言われるように、幅広くなり過ぎたらちょっと絞れないじゃないかという心配もあるかもしれませんが、そうはいいましても、結局、調査請求を上げてこられたので、それについては、やはり一通り話を聞いていかなきゃいけないと思います。

白井健一郎委員 そういう意味において、一通り話を聞くことには賛成ですが、その場合はその事実認定として、一つ一つ確定させていく作業とは一応切り離して考えなくてははいけませんね。

森山喜久委員 ですから、どちらにしろ、請求代表者を呼ぶことに、白井委員は納得するということでもいいんですよ。

松尾数則会長 まず、そこから始めるとしましょう。そのほか、御意見はありますか。適否は先ほども言いましたように、政治倫理審査会を今後続行することに異議はありませんね。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

中島好人委員 私は、基本的に、議運の中できちっと今後の在り方まで、また、山田議員にしろ私にしろ、庁舎における行為の許可証を取って、きちんと規則に基づいて進めていこうと確約までしてきているわけです。そういうのに基づいて、現に2人ともやっているわけです。それでも、そういう中で、議員の行為自体が、政倫審で取り上げる問題なのかというと、取り上げるような問題ではないと判断していますし、他人の土地で街宣していたということ自体も、持ち主から抗議があったわけじゃなくて、第三者が「あそこでやっていた」と言っている範囲ですから、これ自体

が政倫審を立ち上げる内容ではないと思っております。前の政倫審もそうですが、政倫審を立ち上げて審議するほどの内容ではないと思っております。以上です。

森山喜久委員　ただ、今回出された資料の中で言えば、私生活の関係も含めて書かれた内容などもあるわけなんですよ。実際、そういった事実確認とかは当然すべきだし、どういった意図を持ってやったのか、どうしてくれるのかということは、はっきり言ってもらわなきゃ分からないんですよ。なので、ぜひ事実確認はさせていただきたいと思えますし、改めて言いますが、この政治倫理審査会において調査するのは適するものだと思います。

白井健一郎委員　適否を述べないと発言は無理ですか。

松尾数則会長　はい。

松尾数則会長　基本的には、中島委員が、これは政治倫理審査会の内容に適していないという発言なんですよ。

中島好人委員　はい、そうです。非です。

松尾数則会長　この内容全て、例えば条例違反の件なんかが出ていますけれど、内容全てという意味なんですか。

中島好人委員　含めて全部非です。

松尾数則会長　この内容に全てについてというのはちょっとピンと来ないなあ。

白井健一郎委員　事実として確認したいんですけど、庁内での「しんぶん赤旗」の購読勧誘に関して、議員が一般質問していませんか。というこ

とは、あれはマルかバツかというよりも、一般質問というのは、皆さん御存じのとおり世論に訴えかけるといいますか市民全体に訴えかける、あるいは執行部の意見を聞くということであって、あのとき何らかの結果は出たんでしょうか。

松尾数則会長 事務局。アンケート調査の結果が出ているんです。出ているか。何ページぐらい。（発言する者あり）

中村議会事務局次長 もう一度、会議の進め方として、まず適否決めないことには始まらないのではないかと思いますので、そこを委員の皆さんもしっかりお考えの上、会長が進めていただけたらと思います。

松尾数則会長 指摘されたとおり、適否を先にまずはきちんと決めておきたいと思っておりますので、できれば、基本的には全員賛成とは思っているんですが。（発言する者あり）基本的には大多数が賛成というように取っているんですけどね。

白井健一郎委員 前回、全く別の政倫審ですけど、あそこで、適否、この一番初めの請求の適否を諮ったときには、たしか、その請求の事実がある程度明確であって、それを裏づける資料もある程度適法であることという二つを判断した気がします。

松尾数則会長 その内容について、森山委員の意見では、基本的には先ほど話のあった内容で、そういう事実もあるという確約の下に、先ほど話をされたんでしょ。今までの発言の中では、基本的にそういう事実があるからということで、基本的に発言されたんですよ。

森山喜久委員 森山委員、1点目はあくまでも104人の市民の方が署名をしてきた。調査請求の形式が整っているということで、調査はしていくべきと。個人的な部分で言えば、5ページ、6ページで、私の状況を勝手

に書かれているわけなんです。事実確認をしたと言いながら、私に一切事実確認をされていない。うそばかり言っているという思いもあるんですけど、そこはその人の捉え方なんでしょう。でも、書かれている内容で、事実確認しながら明るいまちに書いていますなど、言われた内容を含めて確認していきたいですし、ほかのところでも、実際何でこういうことをしていたのという話の分などもする上で、あくまでこれは調査する部分に該当すると。今回の政治倫理審査会の関係で、議員として、ここまで出していいのかという話も出てきていますので、この調査をするべきだと、適したものだと判断しています。

白井健一郎委員 お怒りの気持ちは分かりますけれど、分かりますというか今の御感情は決して軽視するわけじゃありませんが、それは請求の対象となる事由のどのことについておっしゃったんでしょうか。3プラス1の話ですか。虚偽答弁の話ですか。（発言する者あり）明るいまちの話。（発言する者あり）

恒松恵子委員 今、適か否かの判断を皆さんでしておりますけれども、2ページの条例違反の件に鑑みまして、立入禁止区域内とか他人の土地の無断使用については、それぞれ言い分があると思いますので、その辺りを第三者の事実確認または議論を深めていくこととして、取り急ぎ適していると思っております。

中島好人委員 その件についても、議運の中でもう確認されてきているので、また改めてそういう話になっていくんですよね。ですから、同じことをまたやらないといけないような話になるので、出てきた陳情に議運がきちんと項目立てて、ここでこうだったと。結果、議員団は許可証を取ってやっているとか、こういうことについてはもうやりませんという答弁を頂いているとか、一定のところでは議運の中できちんと出していき、それを基にして深めていったほうが、もう何回も繰り返しますが、深まるんじゃないかと思うわけです。だけど、適か非かというのと、そこも議運

の中でもやっていることもあるわけだし、裏返しのところまでいったかどうかなのかというところまでが、果たして政倫審でやっていく内容なのかということの疑問点から、また、それが一般市民じゃなくて、公職である市会議員の立場ですから、ある程度のところの責任はあると判断——前もこれは議運でも言ったと思うんですけども、だから同じことを言うようになってしまう。ここでもまたそうなる。だから、適か非かといったら、非となるわけです。審議の過程でいけば、また何か同じことになってしまうんじゃないかと思っているところです。

古豊和恵委員 先ほどからお聞きしていて、是か非かということなんですけど、私、5番、6番、議会運営委員会での虚偽答弁、そして議会運営委員会での法令遵守意識の欠如の辺りを、本人から聞いて、どういうことでそうなったのか、きちんと調べるべきだろうと思うんです。議員であればこういう虚偽答弁、その辺をしっかりとですね、話していただければと思います。だから、是ですね。

中村議会事務局次長 事務局が口を挟むのはあれなんですけど、どなたであれ、議員からであれ、市民からであれ、調査請求書は要件がそろえば出せます。その代表者、連名の方も含めて、その方がおっしゃっているのは、条例第3条第1号、第6号に定める基準に違反するんだ、だから出してきた。これが出された方の御意思です。なぜかというのが、その後全部書いてあるんだと思うんですね、添付書類も含めて。そこをまず判断しないと、ということです。適か非かということです。つまり、この文面と添付書類をもって、政治倫理ということをきちんと考えて、該当するかどうかを皆さん考えないといけないんじゃないんですかね。

岡山明副会長 次長から話があったんですけど、この会はあくまでも政治倫理条例に沿った話をせんと、議運が何とかと言っていますが、それは別でしょ。ここは政倫審の話なんだから、政倫審の話の中で議運が何とかと言われても、それは申し訳ないけど、別の組織の下です。ここはあくま

でも政治倫理条例の第3条第1号、もう一つは第3条第6号の違反ということで、それに適しているかどうか。まずは今回これを決めないと話が前に進まんでしょ。それを決めていかないといけないと思います。

白井健一郎委員 調査請求の対象となる事由の内容に2行ありますよね。1行目と2行目で、2行目には二つあります。その1行目の話をなされたんですよね。今、争点となっているのは2行目なんですね。2行目の議運審査での虚偽答弁の責任というところを中島委員がおっしゃっていて、岡山副会長がおっしゃられたのは、令和4年11月18日提出の陳述書の問題点3プラス1の責任についてのほうをおっしゃったんですよね。

岡山明副会長 私はちょっとその前に、2ページ目の条例違反の件で、あの中で書いてあるのは、あくまでも政治倫理条例第3条第1号と書いてある。その条件に沿ってどうなんだということです。該当するかどうか、可能性があるということで、審査として、こっちの倫理審査会として審査するかどうかという話ですから、まず前へ進むという状況で、そういう制約の下でいろいろ条件が、その形としてちょっとどうなんだという疑心暗鬼があるという状況があるから、まずは調査してどうなんだって、そこだけでまずは調べて前へ進もうと思っているんですけどね。

白井健一郎委員 岡山委員、私の勘違いでした。申し訳ありません。つまり、これ、2ページ目のほうでは、対象となる事由と照らし合わせるなら、陳情書の問題点3プラス1というのは、例えば、1、3、4ですね。2行目は、例えば5、6ですね。分かります。

中島好人委員 だから、条例違反の件についても、一つ一つ議運の中で、こういうことがあったと。そのときは、要するに、職員じゃなくても準職員という立場で入っていたけれども、もう、今の状況からして、アンケートなんかを見ると、やはり今後は気を付けるということできちんと許可をもらって、そういうことがないように、今はしているわけですよね。

現にもうやっていることを、やったことがあるということで政倫審において違反のことが繰り返されているんですよね。こういう点から見ても、政倫審を立ち上げてやることじゃないなと思っているんで、さっきから言うように、これは非だと言っているんです。だから、是か非かを判断しないと次に進まないということなので、非だと言っているんです。

恒松恵子委員 1 ページで調査請求の対象となる事由の2行目の、議運審査での虚偽答弁の責任及び法令遵守意識の欠如というのは、やはりこちらの政倫審で議論する問題だと思いますが、適否については、全員賛成でないと進めないのか、事務局にお尋ねしたいと思います。駄目ですか。

中村議会事務局次長 まだこの会では説明したことはありませんでした。条例施行規程第5条第3項、「会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる」ということで、議事は、過半数で決するとなっています。

松尾数則会長 賛否を問うのは向いていないような気がしたんです。賛否を問うのは向いていないと思うんだよね。

中村議会事務局次長 そんなにいいアドバイスではないかもしれませんが、議論をまだ尽くしていないと思われるんです。先ほど、会長から、適とすることで良いかというような発言が恐らくありました。だから、簡易採決のようなものがあって、「異議あり」と中島委員が言われたので、本来その時点で、賛否を問うべきだったのではないかなと思います。申し訳ありません、会長にちょっと一言だけ。（発言する者あり）

白井健一郎委員 私の支持者や支援者にも、共産党嫌いの人がたくさんいます。でも、私は自分の信念を持って、ここは否ということを申し上げたいと思います。理由は今まで申し上げたとおりです。ただ、これで賛成が過半数を取って進むというなら、進む議論に乗らせていただくといえます

か、参加していきたいと思っています。

松尾数則会長 暫時休憩します。

午後 3 時 3 分 休憩

午後 3 時 8 分 再開

松尾数則会長 それでは休憩を解きまして、審査を続行します。いろいろ議論してまいりましたし、いろいろ適否についてもいろいろ議論してまいりました。ただ、この辺で採決して、更に前に進めていきたいと思います。今回の政治倫理審査会が適と思う方の挙手を求めます。内容について、適と思う方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則会長 賛成多数ですので、今後も審査を続行していきたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）これは適と認めます。今後の審査の方法につきましては、副会長と参考人の招致も含めていろいろ話し合います。また、その内容については皆さんに報告したいと思いますので、よろしくお願ひします。そのほか、最後その他について。今後の審査の方法については、日程調整等も含めて、副会長と一緒に話し合ひまして、また皆さんに連絡をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。5番その他について何か御意見がありましたらお願ひします。（「なし」と呼ぶ者あり）では、以上で政治倫理審査会を終了します。お疲れ様でした。

午後 3 時 1 0 分 散会

令和5年（2023年）6月9日

政治倫理審査会長 松 尾 数 則